

## 香美町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	20,332	13,912,408	207,424	2,033,836	14.6	14.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

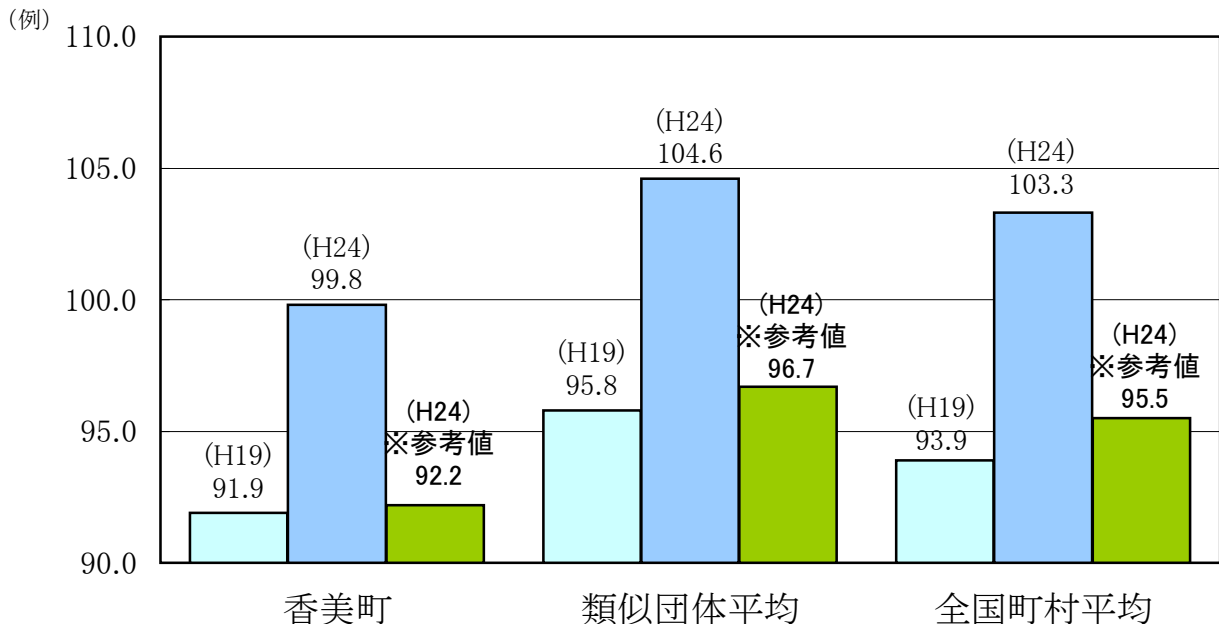
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類団平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	199	745,388	110,652	269,889	1,125,929	5,658	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。（普通会計）  
 3 職員数及び給与費等には特別職、臨時職を含まない。給与費には、事業費支弁に係る費用を含む。

#### (3) 特記事項

- 1 財政健全化に向けて人件費削減を図るため、本町では、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間、一般職員の給料月額を課長級以上:5%、副課長級:4%、主幹級以下:3.5%減額している。
- 2 類似団体の数値は平成24年4月1日現在の数値で、香美町は「V-2」に分類される。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## 2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

### ①一般行政職（179人）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
香美町	43.4 歳	313,200 円	363,400 円	340,000 円
兵庫県	44.1 歳	338,200 円	427,386 円	387,529 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917) 円	—	372,906 円 (401,789) 円
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

### ②技能労務職（20人）

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
香美町	46.8 歳	20 人	291,400 円	330,100 円	305,700 円
うち 清掃職員	47.7 歳	1 人	319,600 円	375,400 円	350,600 円
うち 学校給食員	53.8 歳	3 人	329,800 円	353,100 円	346,100 円
うち 用務員	58.1 歳	2 人	310,200 円	315,900 円	312,500 円
うち 自動車運転手	52.1 歳	3 人	315,400 円	356,500 円	337,800 円
うち その他	41.3 歳	11 人	268,400 円	315,100 円	280,600 円
兵庫県	51.7 歳	686 人	332,200 円	398,136 円	365,726 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030) 円	—	307,506 円 (323,181) 円
類似団体	49.4 歳	15 人	287,711 円	313,646 円	303,886 円

区分	民間			参考 A/B	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員(C)	民間(D)	C/D
香美町	—	—	—	—	—	—	
うち 清掃職員	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288,200円	1.30	5,908,900円	3,989,200円	1.48
うち 学校給食員	調理士	42.5 歳	262,700円	1.34	5,646,300円	3,562,300円	1.59
うち 用務員	用務員	53.5 歳	206,600円	1.53	5,093,600円	2,861,400円	1.78
うち 自動車運転手	自家用乗用 自動車運転手	58.4 歳	267,500円	1.33	5,640,600円	3,526,500円	1.60
うち その他	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年～23年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※上の表は総務省様式による正規職員のみの数値であり、本町の技能労務職員の給与、取組方針等の詳細については、別途ホームページで公開している「香美町技能労務職員の給与等の公表について」を参照。

③教育職 (15人)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
香美町	45.3 歳	324,300 円	345,400 円
兵庫県	43.2 歳	364,600 円	418,576 円
類似団体	41.3 歳	302,860 円	326,114 円

※幼稚園教諭及び社会教育主事  
 ※小中学校教育職

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区分		香美町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒1級	141,900 円	140,800 円	137,200 円
	高校卒2級	146,700 円	—	—
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	—
	短大卒	152,800 円	177,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

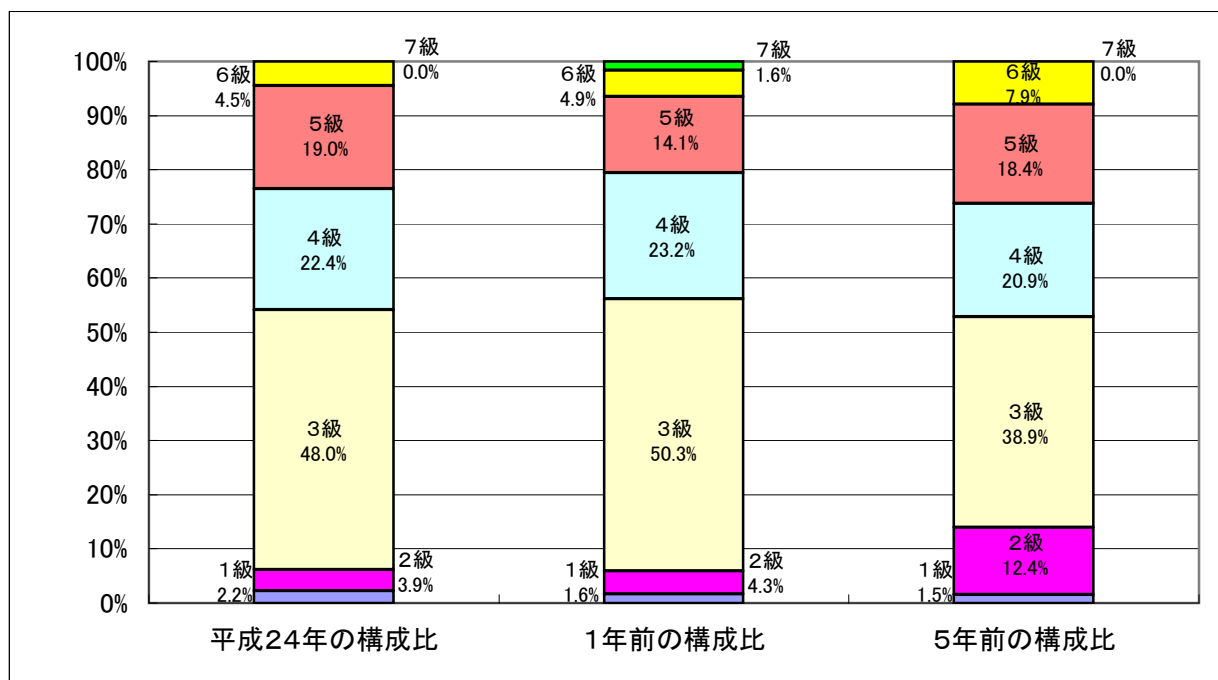
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	237,197円	279,946円	335,936円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	289,999円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	短大卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	4人	2.2%
2級	主事	7人	3.9%
3級	主査	86人	48.0%
4級	主幹	40人	22.4%
5級	課長、副課長	34人	19.0%
6級	課長	8人	4.5%

- (注) 1 香美町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成24年に7級制から6級制に変更している。

##### (2) 昇給等への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の判定期間を1月1日から12月31日の1年間とし、現段階で勤務評定を昇給の判定に反映させていないため、判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員は4号給を基準号給としている。
- 勤務成績を昇給には反映させていないが、課長級以上の職員を対象に、勤務成績を12月支給の勤勉手当において反映させている。(平成18年12月1日～)  
 平成24年12月の勤勉手当: 対象職員24人のうち、約20%を占める5人を勤務成績「優秀」として、支給額に最大1万4千円の差をつけている。

## 5 職員の手当の状況 《普通会計》

### (1) 期末手当・勤勉手当

香 美 町	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,370 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,752 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 役職加算5~10%	(加算措置の状況) 役職加算5~20%。管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 役職加算5~20%。管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当 (24年4月1日現在)

香 美 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給) なし 1人当たり平均支給額 0 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 26,523 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しているため、支給率は当組合の支給率による。

### (3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無し	0 %	0 人	0 %

※ 本町では、平成18年4月1日から平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

### (4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

※実績は前年度決算額

支給実績(23年度決算)		462 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		9,820 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		23.6 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	運転手、建設課職員	ドーザーショベル及びびタイヤショベル並びに雪上車の運転作業、除雪作業	半日:500円
死体処理従事手当	福祉課職員	死体の火葬業務	1回:2,000円
		行路死亡人の死体処理	1回:1,000円
廃棄物処理業務手当	矢田川レインボー 矢田川クリーンセンター 職員	し尿収集処理・ごみ処理	月額:13,000円
		一般廃棄物処理施設 技術管理業務	月額:3,000円
		し尿収集主任業務	月額:3,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	23,508 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	180,000 円
支給実績(23年度決算)	32,482 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	227,000 円

## (6) その他の手当 (24年4月1日現在)

※実績は前年度決算額

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 1人につき(配偶者扶養): 6,500円 1人(配偶者なし):11,000円 特定期間(16歳~22歳の子) 加算:5,000円	同じ	—	34,748 千円	284,800 円
住居手当	借家:11,000円~27,000円 持ち家:1,600円	異なる	持ち家は支給無し	4,913 千円	62,100 円
通勤手当	交通機関の利用者:定期券 等の実費(最高限度額 55,000円) 交通用具の利用者:2km以 上の通勤距離に応じ、2,100 円~26,700円	異なる	交通用具利 用者上限額 24,500円	17,376 千円	120,600 円
管理職手当	課長級:30,000円 参事級:27,000円 副課長級:25,000円	異なる	役職区分と 支給額	15,638 千円	279,200 円
寒冷地手当	勤務地及び扶養人数に応 じ、 村岡・小代区:7,360円~ 17,800円(11月~3月)	同じ	—	4,258 千円	78,800 円

## 6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	416,600 円	( )	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	818,000 円		904,000 円 / 383,500 円		
	収 入 役	500,300 円		750,000 円 / 311,500 円		
		654,000 円		円 / 円		
報 酬	議 長	288,900 円	( )	499,000 円 / 227,000 円		
	副 議 長	321,000 円		430,000 円 / 182,000 円		
	議 員	213,300 円		400,000 円 / 157,000 円		
		237,000 円				
期 末 手 当	市区町村長	(23年度支給割合)				
	副 町 長	支給なし				
	収 入 役	3.90 月分				
		-				
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)				
	副 議 長	3.95 月分				
	議 員					
備 考	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)		
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.41		任期終了時		
	収 入 役	給料月額×在職月数×0.25		任期終了時		
		-				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の(条例上の)金額である。

- 財政健全化に向けた取組として、人件費を抑制するために平成18年4月1日から町長：20%、副町長：15%、議会議員：10%減額し、教育長給料についても10%減額している。平成19年4月1日からは、さらに町長：15%（計32%）、副町長：10%（計23.5%）、教育長：10%（計19%）を減額している。
- 平成21年5月に就任の長瀬町長については、年間給与を500万円に抑制するため、任期中の給料月額を416,600円とし、期末手当を支給しないこととしている（平成21年10月1日～平成25年5月14日）。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

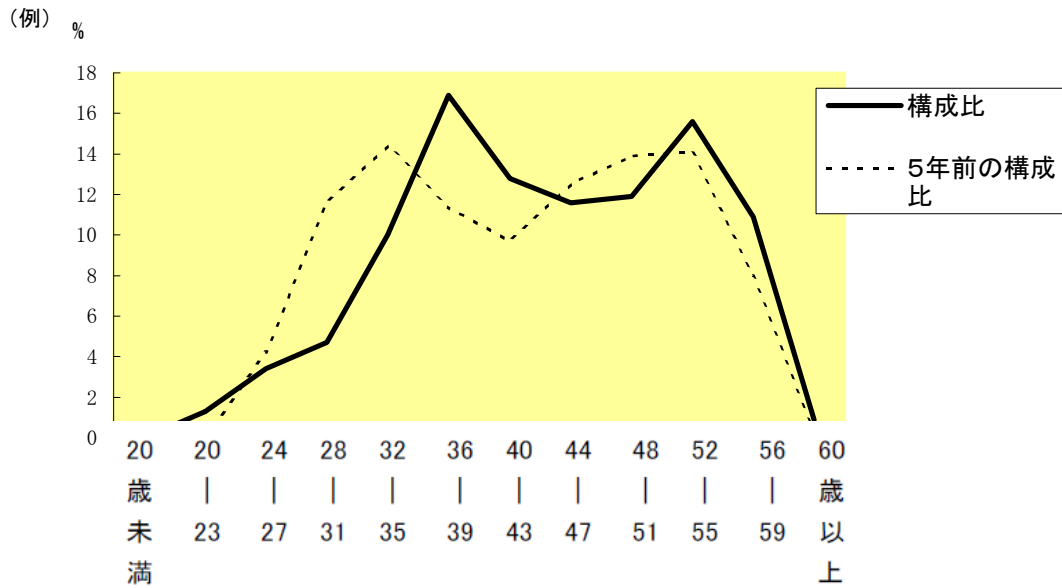
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	54	56	2	
		税 務	10	11	1	
		保育所	3	3	0	
		社会福祉施設	3	3	0	
		その他民生	25	23	△ 2	
		清 掃	11	10	△ 1	
		その他衛生	14	14	0	
		その他農林水産	19	17	△ 2	
		商 工	9	9	0	
土 木	20	20	0			
		その他			0	
		小 計	171	169	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.12 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.99 人)
		教育部門	48	49	1	
		小 計	219	218	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.22 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.95 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		水 道	5	6	1	
		病 院	71	70	△ 1	
		下 水	10	6	△ 4	
		その他	21	20	△ 1	
		小 計	107	102	△ 5	
合 計			326	320	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.39 人
			[ 372 ]	[ 372 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は給与実態調査に基づく職員数で、町長、副町長及び教育長を除いた人数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	11人	15人	32人	54人	41人	37人	38人	50人	35人	3人	320人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		188	184	177	171	169	△19	△10.1%
教育		48	49	48	49	50	2	4.2%
消防								
普通会計計		236	233	225	220	219	△17	△7.2%
公営企業会計計		113	107	113	107	102	△11	△9.7%
総合計		349	340	338	327	321	△28	△8.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### ① 職員給与費の状況

ア 決算（上水道事業企業会計のみ）

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 175,197	千円 0	千円 34,830	% 19.9	% 26.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
23年度	人 5	千円 18,083	千円 2,982	千円 6,708	千円 27,773	千円 5,555	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間、一般職員の給料月額を課長級以上:5%、副課長級:4%、主幹以下:3.5%減額している。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均給与月額
香美町(企業職)	45.5 歳	326,200 円	376,900 円
香美町(一般行政職)	43.4 歳	313,200 円	363,400 円

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

香 美 町	香 美 町 ( 一 般 行 政 職 )
1人当たり平均支給額(23年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,370 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 0.65 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 0.65 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

香 美 町	香 美 町 ( 一 般 行 政 職 )
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給) なし 1人当たり平均支給額 0 千円 20,808 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給) なし 1人当たり平均支給額 0 千円 26,523 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
無し	0 %	0 人	0 %

※ 本町では、平成18年4月1日から平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止し、地域手当は導入していない。

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	428 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	214,000 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 1人につき(配偶者扶養): 6,500円 1人(配偶者なし):11,000円 特定期間(16歳~22歳の子) 加算:5,000円	同じ	—	1,428 千円	285,600 円
住居手当	借家:11,000円~27,000円 持ち家:1,600円	異なる	持ち家は支給無し	67 千円	16,700 円
通勤手当	交通機関の利用者:定期券 等の実費(最高限度額 55,000円) 交通用具の利用者:2km以 上の通勤距離に応じ、2,100 円~26,700円	異なる	交通用具利 用者上限額 24,500円	452 千円	90,400 円
管理職手当	課長級:30,000円 参事級:27,000円 副課長級:25,000円	異なる	役職区分と 支給額	607 千円	202,300 円